

## 生体電磁環境に関する検討会 電波の生体への影響に関する中間報告書 WG 「今後の進め方」章要旨（案）

中間報告書WG事務局

### ①今後の研究課題

- 動物・・・TBD
- 細胞・・・TBD
- ヒト・・・TBD
- 疫学・・・TBD
- ドシメトリ、評価技術・・・TBD

#### <考慮すべき事項>

- ・WHOのEMFプロジェクトの研究アジェンダの実施状況
- ・一般国民、利用者の意見
- ・新たな電波利用への対応（例：中間周波数帯、超高周波帯等での電波利用の増加等）
- ・その他の研究動向等

### ②役割の明確化（政府、通信・放送事業者、メーカ、専門家）

- 政府は、電波が人体に与える影響の調査・研究を推進し、その内容に即した必要な規制を制定する。また、調査・研究の結果や規制の内容について、一般国民、消費者、事業者等へ周知広報を行う。
  - ・電波の安全性に関する一般的な情報について、説明会やHPでの情報発信、電話相談への対応等により、国民とのリスクコミュニケーションを継続して実施する。
- 通信事業者、メーカは、提供するサービス・製品が発する電波の安全性に関する情報を公表し、利用者に対して丁寧に説明することが望ましい。
  - ・基地局に関する情報については、通信事業者は、開設の際に必要な情報を周辺住民に説明している。
  - ・携帯電話端末については、メーカはSAR基準を満たす法的義務がある。通信事業者は、SAR基準を満たした端末についてSAR値等をHPで掲載している。

○専門家は、電波の安全性に関する調査・研究を推進するとともに、政府や事業者等の求めに応じて、国民への説明等において科学的知見に基づくわかりやすい説明を行う等の協力を行うことが望ましい。

### ③新たなICT機器への対応

これまで、携帯電話の普及等に対応して局所吸収の基準値（SAR）を新たに設け、スマートフォンやタブレットの普及等に対応してBody SAR規制を新たに導入する等の対応を行ってきた。

今後も新たなICT機器の普及が見込まれるが、測定法の国際標準作成への貢献や必要に応じた規制の枠組みの構築等を行うことが必要である。

なお、具体的に今後普及が見込まれる機器に対する考え方は下記のとおり。

#### ○ウェアラブル機器

現時点で想定されるウェアラブル機器に搭載される無線機器は、出力が非常に小さいものであるため、身体に密着して使用された場合も電波防護指針（局所吸収指針）の基準値を満たすものと考えられ、安全性が確保されているものと考えられる。今後、新たなウェアラブル機器の開発動向によっては、必要に応じてSAR規制の改正等について検討する必要性が生じる可能性はあると考えられる。

#### ○ワイヤレス電力伝送（WPT）

電波法令では高周波利用設備として位置づけられるので、電波法施行規則第20条の3の基準への適合を確認することが必要であり、既に測定法について情報通信審議会において検討が行われている。また、WPTが使用する中間周波数帯については、電波防護指針の改訂についても情報通信審議会での検討が進められている。これらに加えて、今後、これまで多くは実施されてこなかった中間周波数帯での安全性の検証に関する調査・研究を推進することも必要。

#### ○M2M

原則として、既存の規制の枠組みの中で対応可能と考えられる。電波利用機器が国民生活のあらゆる場面で使用されることに伴う不安の声は予想されるため、安全性について丁寧に説明していくことが必要。

#### ○超高周波帯利用設備

ミリ波帯、テラヘルツ帯を含む超高周波帯の利用が今後進展することが想定される。この安全性を検証するための調査・研究を推進することが必要。

#### ④国際的活動への貢献

これまでと同様に、WHOを中心とした国際連携による調査・研究の推進やGLORE 会合での定期的な情報交換を継続することが必要。

#### ⑤周知広報

これまでと同様に、一般国民に対する説明会やWebでの情報提供、電話相談対応等を継続することが必要。

#### ⑥今後の課題

T B D